

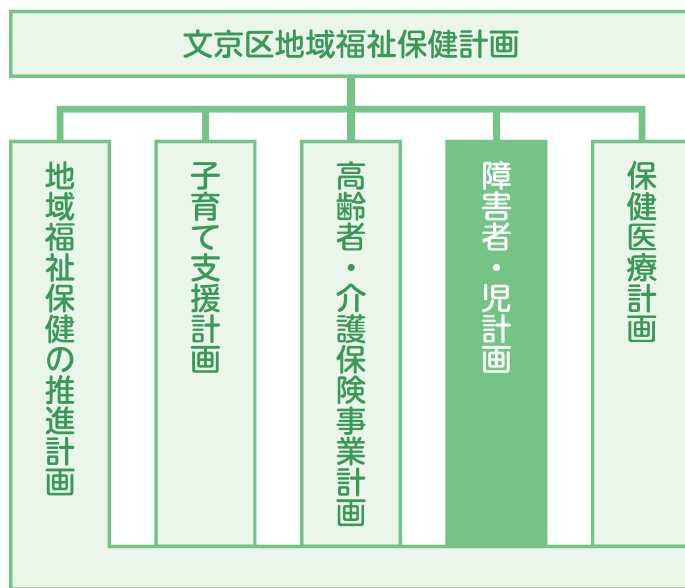
【資料第1号】

障害者・児計画抜粋

2 計画の性格・位置づけ

- 本計画は、基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて、本区の福祉保健施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定する文京区地域福祉保健計画の分野別計画の1つです。
- また、本区の障害者・児計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定し、区の障害者・児施策を総合的・計画的に推進するための基本計画となるものです。
- そして、「文京区都市マスタープラン」、「文京区地域防災計画」、「文京区アカデミー推進計画」等の他の分野における行政計画とも整合・連携した計画となっています。

【図1：文京区地域福祉保健計画における障害者・児計画の位置づけ】



【図2：障害者・児計画の法的な位置づけ・性格】

	法的な位置づけ	策定の内容
文京区 障害者・児 計画	障害者基本法に基づく 「市町村障害者計画」	・ 障害者のための施策に関する基本的な事項を定めた中長期の計画。
	障害者総合支援法に基づく 「市町村障害福祉計画」	・ 障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画。 ・ 障害者総合支援法の各種サービス(訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等)の事業量の見込み等を示す。
	児童福祉法に基づく 「市町村障害児福祉計画」	・ 障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害児通所支援等に関する3年間の実施計画。 ・ 児童福祉法の各種サービス(障害児通所支援、障害児相談支援等)の事業量の見込み等を示す。